



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

令和元年度における下請法の運用状況及び 企業間取引の公正化への取組

令和2年5月27日
公正取引委員会

- 1 措置件数過去最多(8,023件)
- 2 従業員派遣や支払遅延に対して、初めて勧告
- 3 働き方改革関連事案や金型事案についても積極的に対処



下請法の運用状況

○書面調査の実施状況

[単位:名]

年 度	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和元年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等(注1)	35,810	200,190	236,000
役務委託等(注2)	24,190	99,810	124,000
平成30年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	39,175	211,741	250,916
役務委託等	20,825	88,259	109,084
平成29年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	38,680	208,513	247,193
役務委託等	21,320	91,487	112,807

(注1)製造委託等:製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2)役務委託等:情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

○下請法違反被疑事件の処理状況

[単位:件]

年度	新規着手件数(注1)				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導(注2)	小計		
令和元年度	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
製造委託等	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
役務委託等	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
平成30年度	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
製造委託等	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
役務委託等	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
平成29年度	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
製造委託等	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
役務委託等	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136

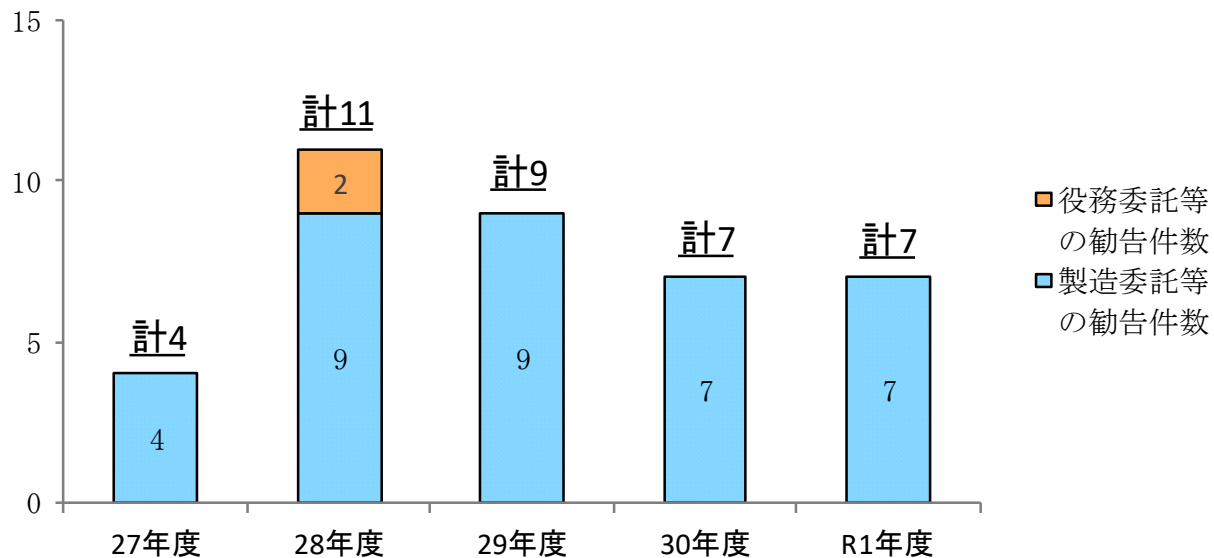
(注1)新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(注2)指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

○勧告及び指導件数の推移

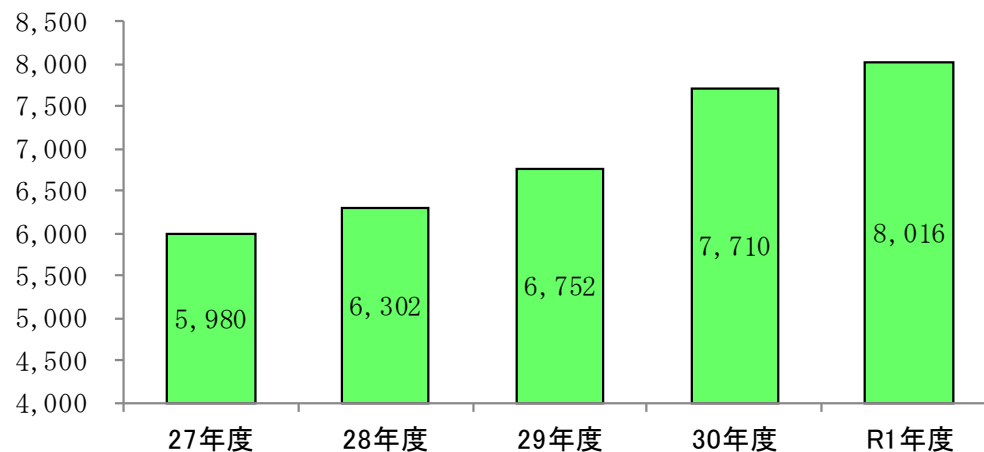
勧告件数の推移

[単位：件]



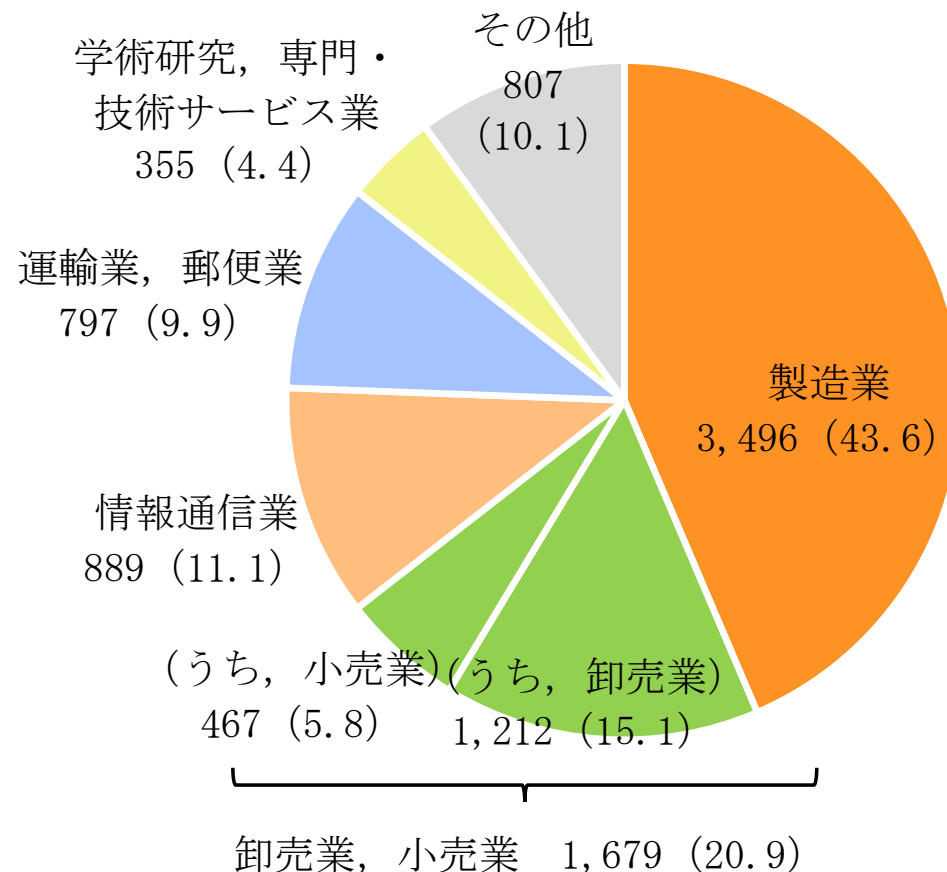
指導件数の推移

[単位：件]



○措置件数(8,023件)の業種別内訳

[単位:件, (%)]



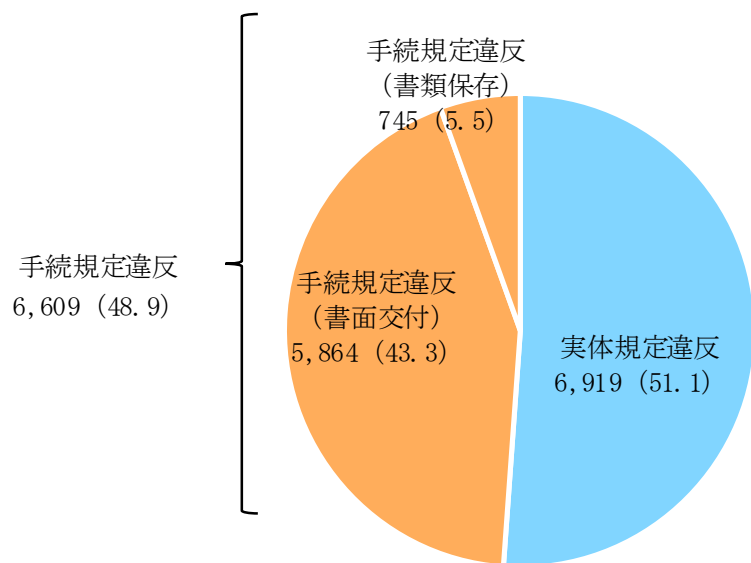
(注1)業種は, 日本標準産業分類大分類による。

(注2) ()内の数値は措置件数全体に占める比率である。また, 小数点以下第2位を四捨五入しているため, 合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

○ 類型別件数 (13,528件) の内訳, 実体規定違反件数 (6,919件) の行為類型別内訳

類型別件数 (13,528件) の内訳

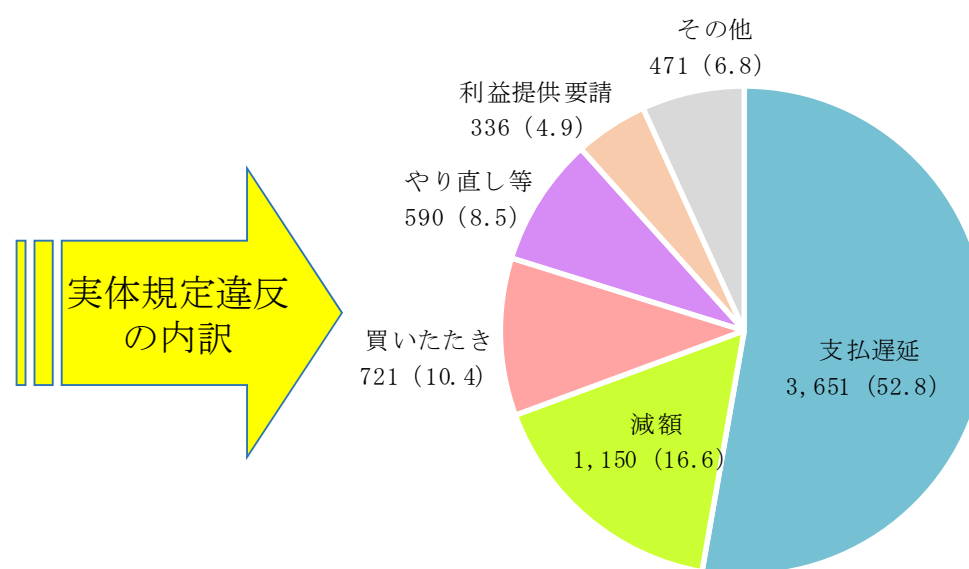
[単位: 件, (%)]



(注) () 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

実体規定違反件数 (6,919件) の行為類型別内訳

[単位: 件, (%)]

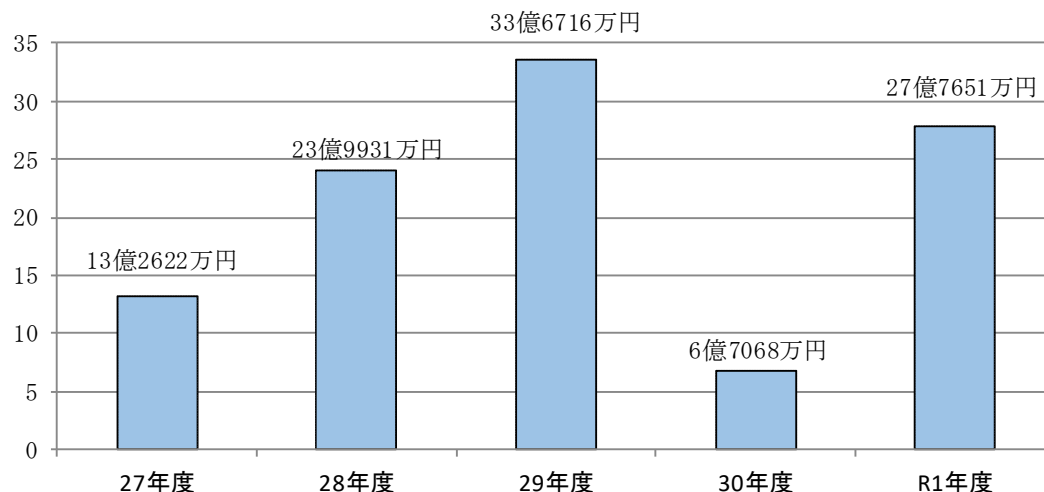


(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

○原状回復額の推移, 原状回復を行った親事業者数 ・原状回復を受けた下請事業者数の推移

原状回復額の推移

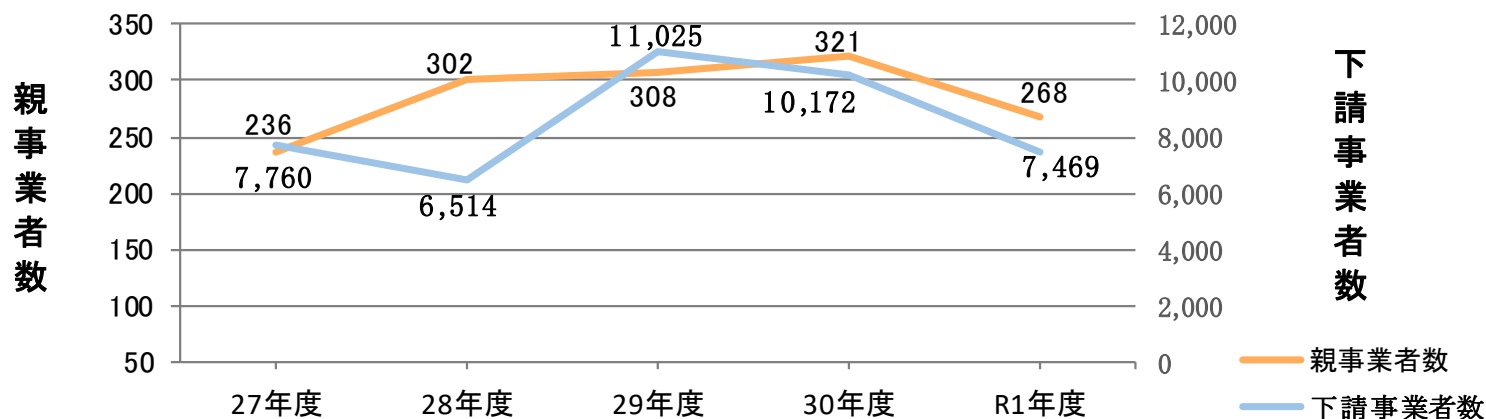
[単位：億円]



原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

[単位：名]

[単位：名]





企業間取引の公正化への取組

下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

下請取引適正化推進講習会

47都道府県62会場(うち公正取引委員会主催分26都道府県33会場)

キャンペーン標語の一般公募

令和元年度特選作品 「無茶な依頼 しないさせない 受け入れない」

下請法遵守の要請文書の発出

親事業者約200,000名及び関係事業者団体約1,100団体に対し、下請法の遵守の徹底等について要請(令和元年11月15日)

下請法等に係る講習会

基礎講習会	65回
下請取引適正化推進講習会 (再掲)	47都道府県62会場 (うち公正取引委員会主催分26都道府県33会場)
応用講習会	9回
業種別講習会	9回(荷主・物流事業者向け)

下請法等に係る相談

相談	10,277件
中小事業者のための移動相談会	25か所

荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

○ 物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた864名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送(令和2年3月)。

主な業種		主な行為類型	
製造業	420名 / 49.6%	経済上の利益の提供要請	414件 / 41.9%
卸売業	187名 / 22.1%	代金の支払遅延	230件 / 23.3%
小売業	48名 / 5.7%	発注内容の変更	158件 / 16.0%

製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査 (令和元年6月14日公表)

○ 書面調査(30,000社)に対し、15,875社から回答があり(52.9%), 726件の個別事例が報告された。

調査結果

書面調査, ヒアリング調査の結果,
 ・ **ノウハウの開示を強要**される
 ・ **名ばかりの共同研究**を強いられる
 ・ **特許出願に干渉**される
 ・ **知的財産権の無償譲渡を強要**される
 等の **これまであまり知られてこなかった多数の事例が報告された。**
 また, 大企業や, 中小企業の中でも **ベンチャー企業**からの報告も寄せられた

評価

製造業者が研究開発等の末に獲得した**ノウハウや知的財産権は**, 当該製造業者の**競争力の源泉**となるものであり, 優越的な地位にある取引先に秘匿しておきたいノウハウを意に反して開示させられたり, 苦勞して取得した知的財産権を意に反して無償譲渡等させられたりするのでは, **我が国における企業の知的財産戦略自体が成り立たなくなるおそれ**

公正取引委員会の対応 (報告書第6の2)

調査結果を踏まえ, 公正取引委員会では, 以下の対応を行う

- ① **経済産業省・特許庁と連携し, 製造業全体に参考事例集を含めた調査結果の周知**
- ② 引き続き優越的地位の濫用行為等の情報収集に努めるとともに, **違反行為には厳正に対処 (下請法違反行為については, 中小企業庁と連携して厳正に対処)**

○参考

下請法の各種講習会に参加できない場合であっても、下請法の理解に役立つよう、講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を下記のウェブサイトで公開中。

(公正取引委員会ウェブサイト)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>

(YouTube公正取引委員会チャンネル)

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>



～下請法関係のパンフレットは下記ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>

